

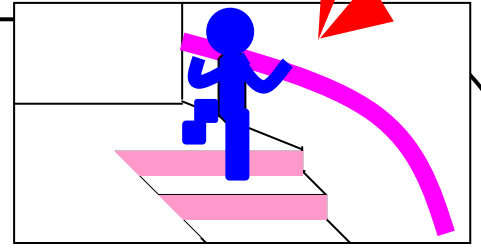
# バリアフリー改修工事をした住宅にかかる 固定資産税の減額について

—高齢者等居住改修住宅等の減額—

## 減額の対象となる住宅とは・・・

次に掲げる要件を満たす住宅です。

- (1) 新築された日から 10 年以上経過した住宅であること(※1)。
  - (2) 居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上あること(但し、家屋の賃貸部分は減額になりません)。
  - (3) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に法令で定めるバリアフリー改修工事が行われたものであること。
  - (4) 改修後の住宅の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上、280 m<sup>2</sup>以下であること(※2)。
  - (5) バリアフリー改修工事に要した費用の額が一户あたり 50 万円を超えていること。ただし、国又は地方公共団体からの補助金等の交付等がある場合には、当該バリアフリー改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額が、一户あたり 50 万円を超えていること(※3)。
  - (6) 改修工事完了後、原則として 3 か月以内にご申告いただくこと。
  - (7) ご申告時に、①改修工事完了年の翌年の 1 月 1 日における年齢が 65 歳以上の方 ②要介護認定又は要支援認定を受けている方 ③障害のある方(地方税法施行令第 7 条該当) のいずれかの方が当該家屋に居住していること。
  - (8) 耐震基準適合住宅に係る減額等の適用中でないこと(この減額と重複して適用することはできません)。
  - (9) 以前に、当該対象家屋がバリアフリー改修工事をした住宅にかかる固定資産税の減額を受けたことがないこと。
- (※1) 平成 28 年 3 月 31 日までに改修された住宅については、H19 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。  
(※2) 平成 28 年 3 月 31 日までに改修された住宅については、この要件を満たす必要なし。  
(※3) 平成 28 年 3 月 31 日までに改修された住宅については、地方公共団体からの補助金等の交付等がある場合には、当該バリアフリー改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額が、一户あたり 50 万円を超えていることが要件となる。



## 減額される期間・金額は・・・

改修工事完了年の翌年度分(改修工事完了日が 1 月 1 日の場合はその年度分)の固定資産税に限り、当該住宅の一户あたり 100 m<sup>2</sup>の床面積相当分までの固定資産税額を 1/3 減額します。

## 減額を受けるための手続きは・・・

「増改築等工事証明書」(バリアフリー改修工事による所得税控除で使用)のコピー

【※】をお持ちいただくと、「工事明細書」、「写真」、「領収証」のご提出は不要です！

※確認のため原本もお持ちください。

### [23 区内のバリアフリー改修工事が行われた住宅の減額申告]

「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、当該家屋の納税義務者の住民票、自己負担額が 50 万円を超えているバリアフリー改修工事が行われたことを証する書類(工事明細書、写真、領収証等)、居住者が上記「減額対象となる住宅とは・・・」(7)①～③であることを証する書類(住民票、被保険者証等)、補助金等の交付等がある場合にはその支給決定通知書等とともに、改修工事完了後 3 か月以内に、その家屋の所在する区の都税事務所までご申告ください(やむをえない事情があると認められる場合は 3 か月を超えてのご申告でも減額できる場合があります)。

なお、申告書に納税義務者の個人番号を記載して提出した時は、納税義務者の住民票を省略することができます。

### [23 区外のバリアフリー改修工事が行われた住宅の減額申告]

恐れ入りますが、当該家屋の所在する各市町村へお問い合わせください。

バリアフリー改修工事に対する地方団体からの補助金等については、各区役所の担当窓口にお問い合わせください。